

第15号議案

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月16日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

国家公務員及び近隣他都市の公務員の給与その他の事情を考慮して、行政職給料表を国家公務員の行政職俸給表に準じた給料表に改めるとともに、行政職給料表適用者の級別標準職務表を改める等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年芦屋市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後									改正前							
(昇格の場合の号給)									(昇格の場合の号給)							
第6条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に応じ、 <u>規則で定める昇格時号給対応表による昇格後の号給欄の号給とする。</u>									第6条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に応じ、 <u>別表第4昇格時号給対応表に定める昇格後の号給欄の号給とする。</u>							
2 (略)									2 (略)							
(管理職手当)									(管理職手当)							
第11条 (略)									第11条 (略)							
2 前項の規定による管理職手当の額は、その職員の <u>属する職務の級の最高号給給料月額</u> の100分の25を超えてはならない。									2 前項の規定による管理職手当の額は、その職員の給料月額の100分の25を超えてはならない。							
別表第1 (第3条関係)									別表第1 (第3条関係)							
行政職給料表									行政職給料表							
	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		級	1級	2級	3級	4級	5級

改正後									改正前						
職員の区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	職員の区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	1	154,600	219,100	250,400	279,600	371,200
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	2	155,800	220,600	252,400	281,800	373,900
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	3	157,000	222,100	254,000	284,100	376,600
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	4	158,200	223,300	256,000	286,300	379,300
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	5	159,400	224,400	257,800	288,700	381,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	6	160,700	225,800	260,000	291,300	384,400
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	7	162,000	227,100	261,700	293,700	387,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	8	163,300	228,500	263,800	296,300	389,700
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	9	164,400	229,500	265,600	298,800	392,300
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	10	165,900	230,500	267,500	301,200	395,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	11	167,400	231,800	269,100	303,700	397,800
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	12	168,900	233,400	270,700	306,100	400,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	13	170,300	234,900	272,500	308,400	402,800
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	14	171,800	236,600	274,400	310,900	405,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	15	173,300	238,200	276,200	313,300	408,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	16	174,800	239,800	278,100	315,800	410,700
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	17	176,400	241,100	280,100	318,200	413,400
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	18	178,300	242,800	282,500	320,700	415,900
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	19	180,100	244,600	284,900	323,300	418,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	20	182,000	246,500	287,200	326,000	421,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	21	183,600	248,100	289,600	328,600	423,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	22	185,500	250,200	292,000	331,200	426,100
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	23	187,200	252,300	294,600	333,900	428,700

改正後										改正前					
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500		24	189,000	254,300	297,100	336,500	431,200
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900		25	190,900	255,800	299,300	339,000	433,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200		26	192,700	258,200	301,900	341,800	436,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500		27	194,700	259,500	304,600	344,600	438,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700		28	196,300	261,500	306,900	347,300	441,000
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700		29	197,600	263,200	309,400	350,000	443,400
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400		30	199,200	265,100	311,900	352,700	445,700
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200		31	200,800	266,800	314,100	355,500	448,000
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900		32	202,600	268,700	316,600	358,300	450,200
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600		33	204,000	270,600	318,900	360,900	452,400
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400		34	204,900	272,200	321,400	363,600	454,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100		35	206,000	273,800	323,600	366,400	456,600
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700		36	206,700	275,700	325,800	369,200	458,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200		37	207,200	277,700	327,700	371,900	460,700
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800		38	208,700	279,600	329,800	374,600	462,700
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400		39	209,800	281,500	331,800	377,200	464,600
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000		40	211,200	283,500	333,700	379,800	466,500
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500		41	212,600	285,200	335,600	382,300	468,300
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		42	214,100	287,000	337,300	384,800	470,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		43	215,600	288,700	338,700	387,200	471,900
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		44	217,000	290,500	340,500	389,500	473,600
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		45	218,400	292,300	342,300	391,800	475,200
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			46	219,800	293,900	344,100	393,900	476,600
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			47	221,300	295,200	345,900	395,800	478,000
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			48	222,800	297,000	347,700	397,600	479,300
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			49	223,900	298,500	349,400	399,500	480,400
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			50	225,300	299,800	351,100	401,300	481,600
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			51	226,500	301,400	352,600	403,100	482,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			52	227,600	303,000	354,200	404,800	483,900

改正後									改正前					
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		53	228,600	304,200	355,300	406,400	485,000
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		54	229,900	305,700	356,500	407,900	486,100
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		55	231,200	307,100	357,800	409,400	487,200
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		56	232,700	308,700	359,200	410,900	488,300
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		57	233,700	310,400	360,500	412,300	489,400
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		58	235,000	312,100	361,600	413,700	490,600
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		59	236,200	313,300	362,500	415,100	491,800
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		60	237,500	314,900	363,700	416,400	493,000
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		61	238,800	316,400	364,800	417,700	494,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			62	240,000	318,000	365,900	419,000	495,400
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			63	241,300	319,600	367,100	420,300	496,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			64	242,700	321,100	368,300	421,700	497,800
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			65	243,800	322,700	369,400	423,000	498,900
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			66	244,800	324,300	370,500	424,100	500,000
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			67	245,900	325,900	371,800	425,200	501,100
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			68	246,900	327,500	373,100	426,300	502,200
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			69	247,700	329,000	374,300	427,300	503,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			70	248,200	330,500	375,400	428,400	504,400
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			71	248,900	332,000	376,400	429,400	505,500
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			72	249,600	333,500	377,500	430,500	506,600
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			73	249,900	334,900	378,600	431,600	507,700
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			74	250,500	336,400	379,600	432,700	508,800
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			75	251,100	337,900	380,600	433,800	509,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			76	251,900	339,400	381,700	434,800	511,000
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			77	252,500	340,800	382,600	435,800	512,100
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			78		342,200	383,500	436,800	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			79		343,600	384,300	437,800	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			80		345,000	385,200	438,800	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			81		346,200	385,800	439,800	

改正後								改正前					
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			82		347,600	386,500	440,800
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			83		348,900	387,300	441,800
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			84		350,300	388,100	442,800
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			85		351,600	388,800	443,800
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				86		353,000	389,500	444,800
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				87		354,100	390,200	445,800
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				88		355,300	390,900	446,800
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				89		356,300	391,500	447,800
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				90		357,300	392,200	448,700
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				91		358,400	392,900	449,600
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				92		359,400	393,600	450,500
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				93		360,400	394,200	451,300
94		295,900	343,600						94		361,400	394,800	452,200
95		296,200	344,100						95		362,400	395,400	453,000
96		296,600	344,500						96		363,400	395,900	453,900
97		296,800	344,700						97		364,300	396,300	454,800
98		297,100	345,100						98		365,200	396,900	455,800
99		297,500	345,500						99		366,000	397,400	456,700
100		297,900	345,800						100		366,900	397,900	457,600
101		298,100	346,100						101		367,800	398,400	458,500
102		298,400	346,500						102		368,700	399,000	459,400
103		298,800	346,900						103		369,500	399,600	460,300
104		299,100	347,300						104		370,300	400,100	461,200
105		299,300	347,800						105		371,000	400,600	461,900
106		299,600	348,200						106		371,900	401,200	462,700
107		300,000	348,600						107		372,000	401,700	463,500
108		300,300	349,000						108			402,200	464,200
109		300,500	349,500						109			402,700	464,800
110		300,900	349,900						110			403,200	465,400

改正後									改正前								
	111		301,300	350,200						111				403,700	466,000		
	112		301,600	350,500						112				404,200	466,600		
	113		301,800	351,000						113				404,700	467,100		
	114		302,000							114				405,200			
	115		302,300							115				405,700			
	116		302,700							116				406,200			
	117		302,900							117				406,500			
	118		303,100							118				407,000			
	119		303,400							119				407,500			
	120		303,700							120				407,900			
	121		304,100							121				408,300			
	122		304,300														
	123		304,600														
	124		304,900														
	125		305,200														
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
		円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200		188,700	256,200	275,600	316,200	391,200		

備考 (略)

別表第3の2 (第3条関係)

備考 (略)

別表第3の2 (第3条関係)

改正後			改正前		
給料表別級別標準職務表			給料表別級別標準職務表		
給料表の種類	級	標準的な職務の内容	給料表の種類	級	標準的な職務の内容
行政職 給料表	1級	(略)	行政職 給料表	1級	(略)
	2級	1 (略) 2 消防本部並びに消防署の高度の知識経験を必要とする消防司令補、消防士長及び消防副士長の職務		2級	1 (略) 2 消防本部並びに消防署の高度の知識経験を必要とする消防司令補、消防士長、消防副士長及び主事の職務
	3級	市の各事務部局並びに消防本部及び消防署の主任の職務		3級	1 市の各事務部局の係長、主査及びすすく学級の所長並びに保育所の副所長及び認定こども園の副園長の職務 2 消防本部及び消防署の係長、主査、出張所長及び分遣所長の職務 3 市の各事務部局並びに消防本部及び消防署の主任の職務
	4級	1 市の各事務部局の係長及び主査の職務 2 保育所及び認定こども園の主査の職務 3 消防本部の係長及び主査並びに消防署の係長、主査、出張所長及び分遣所長の職務		4級	1 市長の事務部局の課かいの長及び主幹並びに保育所の所長及び認定こども園の園長の職務 2 (略)
	5級	1 市の各事務部局の課かいの長の補佐、主席主査及びすすく学級の所長の職務 2 保育所の副所長及び主席主査並びに認定こども園の副園長及び主席主査の職務 3 消防本部の課長の補佐及び主席主査並びに消防署の副署長の補佐、分署の長の補佐及び主席主査の職務			
	6級	1 市長の事務部局の課かいの長及び主幹の職務 2 保育所の所長及び認定こども園の園長の職務 3 (略)			

改正後			改正前		
		4 (略) 5 (略) 6 消防本部の課長及び主幹並びに消防署の副署長及び分署の長の職務			3 (略) 4 (略) 5 消防本部の課長及び主幹並びに消防署の署長、副署長及び消防署の分署の長の職務
	7級	1 市長の事務部局及び教育委員会の事務部局の室長の職務 2 消防本部の室長及び消防署の署長の職務			
	8級	1 (略) 2 教育委員会の事務部局の部長及び参事の職務 3～5 (略)		5級	1 (略) 2 教育委員会の事務部局の部長の職務 3～5 (略)
教育職給料表(一)・教育職給料表(二)	(略)		教育職給料表(一)・教育職給料表(二)	(略)	

別表第4 (第6条関係)

行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1

改正後	改正前				
	8	1	1	1	1
	9	1	1	1	1
	1 0	1	1	1	1
	1 1	1	1	1	1
	1 2	1	1	1	1
	1 3	1	1	1	1
	1 4	1	1	2	1
	1 5	1	1	3	1
	1 6	1	1	4	1
	1 7	1	1	5	1
	1 8	1	2	6	1
	1 9	1	3	7	1
	2 0	1	4	8	1
	2 1	1	5	9	1
	2 2	1	6	1 0	1
	2 3	1	7	1 1	1
	2 4	1	8	1 2	1
	2 5	1	9	1 3	1
	2 6	1	1 0	1 4	1
	2 7	1	1 1	1 5	1
	2 8	1	1 2	1 6	1
	2 9	1	1 3	1 7	1
	3 0	1	1 4	1 8	2
	3 1	1	1 5	1 9	3
	3 2	1	1 6	2 0	4
	3 3	1	1 7	2 1	5
	3 4	1	1 8	2 2	6
	3 5	1	1 9	2 3	7

改正後	改正前				
	3 6	1	2 0	2 4	8
	3 7	1	2 1	2 5	9
	3 8	1	2 2	2 6	1 0
	3 9	1	2 3	2 7	1 1
	4 0	1	2 4	2 8	1 2
	4 1	1	2 5	2 9	1 3
	4 2	1	2 6	3 0	1 4
	4 3	1	2 7	3 1	1 5
	4 4	1	2 8	3 2	1 6
	4 5	1	2 9	3 3	1 7
	4 6	2	3 0	3 3	1 7
	4 7	3	3 1	3 4	1 8
	4 8	4	3 2	3 4	1 8
	4 9	5	3 3	3 5	1 9
	5 0	6	3 3	3 5	1 9
	5 1	7	3 4	3 6	2 0
	5 2	8	3 4	3 6	2 0
	5 3	9	3 5	3 7	2 1
	5 4	1 0	3 5	3 7	2 1
	5 5	1 1	3 6	3 8	2 2
	5 6	1 2	3 6	3 8	2 2
	5 7	1 3	3 7	3 9	2 3
	5 8	1 4	3 7	3 9	2 3
	5 9	1 5	3 8	4 0	2 4
	6 0	1 6	3 8	4 0	2 4
	6 1	1 7	3 9	4 1	2 5
	6 2	1 8	3 9	4 1	2 5
	6 3	1 9	4 0	4 2	2 6

改正後	改正前				
	6 4	2 0	4 0	4 2	2 6
	6 5	2 1	4 1	4 3	2 7
	6 6	2 2	4 2	4 3	2 7
	6 7	2 3	4 3	4 4	2 8
	6 8	2 4	4 4	4 4	2 8
	6 9	2 5	4 5	4 5	2 9
	7 0	2 5	4 5	4 5	2 9
	7 1	2 6	4 6	4 5	3 0
	7 2	2 6	4 6	4 6	3 0
	7 3	2 7	4 7	4 6	3 1
	7 4	2 7	4 7	4 6	3 1
	7 5	2 8	4 8	4 7	3 2
	7 6	2 8	4 8	4 7	3 2
	7 7	2 9	4 9	4 7	3 3
	7 8		5 0	4 8	3 3
	7 9		5 1	4 8	3 4
	8 0		5 2	4 8	3 4
	8 1		5 3	4 9	3 5
	8 2		5 4	4 9	3 5
	8 3		5 5	4 9	3 6
	8 4		5 6	5 0	3 6
	8 5		5 7	5 0	3 7
	8 6		5 8	5 0	3 7
	8 7		5 9	5 1	3 7
	8 8		6 0	5 1	3 8
	8 9		6 1	5 1	3 8
	9 0		6 1	5 2	3 8
	9 1		6 2	5 2	3 9

改正後	改正前				
	9 2		6 2	5 2	3 9
	9 3		6 3	5 3	3 9
	9 4		6 3	5 3	4 0
	9 5		6 4	5 3	4 0
	9 6		6 4	5 3	4 0
	9 7		6 5	5 4	4 1
	9 8		6 6	5 4	4 1
	9 9		6 7	5 4	4 2
	1 0 0		6 8	5 4	4 2
	1 0 1		6 9	5 5	4 3
	1 0 2		7 0	5 5	4 3
	1 0 3		7 1	5 5	4 4
	1 0 4		7 2	5 5	4 4
	1 0 5		7 3	5 6	4 5
	1 0 6		7 3	5 6	4 5
	1 0 7		7 4	5 6	4 5
	1 0 8			5 6	4 6
	1 0 9			5 7	4 6
	1 1 0			5 7	4 6
	1 1 1			5 7	4 7
	1 1 2			5 8	4 7
	1 1 3			5 8	4 7
	1 1 4			5 8	
	1 1 5			5 9	
	1 1 6			5 9	
	1 1 7			5 9	
	1 1 8			6 0	
	1 1 9			6 0	

改正後	改正前			
	1 2 0			6 0
	1 2 1			6 0
教育職給料表（一）昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	2	1
9	1	1	3	1
1 0	2	1	4	1
1 1	3	1	5	1
1 2	4	1	6	1
1 3	5	1	7	1
1 4	6	1	8	1
1 5	7	1	9	1
1 6	8	1	1 0	1
1 7	9	1	1 1	1
1 8	1 0	1	1 2	1
1 9	1 1	1	1 3	1
2 0	1 2	1	1 4	1
2 1	1 3	1	1 5	1
2 2	1 4	1	1 6	1
2 3	1 5	1	1 7	1

改正後	改正前				
	2 4	1 6	1	1 8	1
	2 5	1 7	1	1 9	1
	2 6	1 8	1	2 0	1
	2 7	1 9	1	2 1	1
	2 8	2 0	1	2 2	1
	2 9	2 1	1	2 3	1
	3 0	2 2	1	2 4	1
	3 1	2 3	1	2 5	1
	3 2	2 4	1	2 6	1
	3 3	2 5	1	2 7	1
	3 4	2 6	1	2 8	1
	3 5	2 7	1	2 9	1
	3 6	2 8	1	3 0	1
	3 7	2 9	1	3 1	1
	3 8	3 0	1	3 2	1
	3 9	3 1	1	3 3	1
	4 0	3 2	1	3 4	1
	4 1	3 3	1	3 6	1
	4 2	3 4	1	3 7	1
	4 3	3 5	1	3 8	1
	4 4	3 6	2	3 9	1
	4 5	3 7	3	4 0	1
	4 6	3 8	4	4 1	1
	4 7	3 9	5	4 2	1
	4 8	4 0	6	4 3	1
	4 9	4 1	7	4 4	1
	5 0	4 1	8	4 5	1
	5 1	4 2	9	4 6	1

改正後	改正前				
	5 2	4 2	1 0	4 7	1
	5 3	4 3	1 1	4 8	1
	5 4	4 3	1 2	4 9	1
	5 5	4 4	1 3	4 9	1
	5 6	4 4	1 4	5 0	1
	5 7	4 5	1 5	5 1	1
	5 8	4 6	1 6	5 2	2
	5 9	4 7	1 7	5 3	3
	6 0	4 8	1 8	5 4	4
	6 1	4 9	1 9	5 5	5
	6 2	4 9	2 0	5 6	6
	6 3	5 0	2 1	5 7	7
	6 4	5 0	2 2	5 8	8
	6 5	5 1	2 3	5 9	9
	6 6	5 1	2 4	6 0	1 0
	6 7	5 2	2 5	6 1	1 1
	6 8	5 2	2 6	6 2	1 2
	6 9	5 3	2 7	6 3	1 3
	7 0	5 3	2 8	6 3	1 4
	7 1	5 4	2 9	6 4	1 5
	7 2	5 4	3 0	6 4	1 6
	7 3	5 5	3 1	6 5	1 7
	7 4	5 5	3 2	6 6	1 8
	7 5	5 6	3 3	6 8	1 9
	7 6	5 6	3 4	6 9	2 0
	7 7	5 7	3 5	7 0	2 0
	7 8	5 7	3 6	7 0	2 0
	7 9	5 8	3 7	7 1	2 1

改正後	改正前				
	8 0	5 8	3 8	7 2	2 1
	8 1	5 9	3 9	7 3	2 1
	8 2	5 9	4 0	7 3	2 2
	8 3	6 0	4 1	7 4	2 2
	8 4	6 0	4 2	7 5	2 2
	8 5	6 1	4 3	7 6	2 3
	8 6	6 1	4 4	7 7	2 3
	8 7	6 1	4 5	7 8	2 4
	8 8	6 2	4 6	7 9	2 4
	8 9	6 2	4 7	7 9	2 5
	9 0	6 2	4 8	8 0	2 5
	9 1	6 3	4 9	8 0	2 6
	9 2	6 3	5 0	8 1	2 6
	9 3	6 3	5 1	8 1	2 7
	9 4	6 4	5 2	8 2	2 7
	9 5	6 4	5 3	8 2	2 8
	9 6	6 4	5 4	8 3	2 8
	9 7	6 5	5 5	8 4	2 9
	9 8	6 5	5 6	8 5	2 9
	9 9	6 5	5 7	8 5	3 0
	1 0 0	6 5	5 8	8 6	3 0
	1 0 1	6 5	5 9	8 7	3 1
	1 0 2	6 6	6 0	8 8	3 1
	1 0 3	6 6	6 1	8 8	3 2
	1 0 4	6 6	6 2	8 9	3 2
	1 0 5	6 6	6 3	9 0	3 3
	1 0 6	6 6	6 4	9 1	3 3
	1 0 7	6 7	6 5	9 1	3 4

改正後	改正前				
	1 0 8	6 7	6 6	9 2	3 4
	1 0 9	6 7	6 7	9 3	3 5
	1 1 0	6 7	6 7	9 4	3 5
	1 1 1	6 7	6 8	9 5	3 6
	1 1 2	6 8	6 8	9 6	3 6
	1 1 3	6 8	6 9	9 7	3 7
	1 1 4		7 0	9 7	
	1 1 5		7 1	9 8	
	1 1 6		7 2	9 9	
	1 1 7		7 3	1 0 0	
	1 1 8		7 4	1 0 1	
	1 1 9		7 5	1 0 2	
	1 2 0		7 5	1 0 3	
	1 2 1		7 6	1 0 4	
	1 2 2		7 6	1 0 5	
	1 2 3		7 7	1 0 5	
	1 2 4		7 8	1 0 6	
	1 2 5		7 9	1 0 7	
	1 2 6		7 9		
	1 2 7		8 0		
	1 2 8		8 0		
	1 2 9		8 1		
	1 3 0		8 2		
	1 3 1		8 3		
	1 3 2		8 4		
	1 3 3		8 5		
	1 3 4		8 5		
	1 3 5		8 6		

改正後	改正前			
	1 3 6		8 6	
	1 3 7		8 7	
	1 3 8		8 8	
	1 3 9		8 9	
	1 4 0		9 0	
	1 4 1		9 1	
	1 4 2		9 1	
	1 4 3		9 2	
	1 4 4		9 2	
	1 4 5		9 3	
	1 4 6		9 4	
	1 4 7		9 5	
	1 4 8		9 6	
	1 4 9		9 7	
	1 5 0		9 7	
	1 5 1		9 8	
	1 5 2		9 9	
	1 5 3		1 0 0	
	1 5 4		1 0 1	
	1 5 5		1 0 2	
	1 5 6		1 0 3	
	1 5 7		1 0 4	
	1 5 8		1 0 5	
	1 5 9		1 0 6	
	1 6 0		1 0 7	
	1 6 1		1 0 7	
	1 6 2		1 0 8	
	1 6 3		1 0 9	

改正後	改正前			
	1 6 4		1 1 0	
	1 6 5		1 1 1	
	1 6 6		1 1 2	
	1 6 7		1 1 3	
	1 6 8		1 1 4	
	1 6 9		1 1 5	
	1 7 0		1 1 6	
	1 7 1		1 1 7	
	1 7 2		1 1 8	
	1 7 3		1 1 8	
教育職給料表（二）昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給		昇格後の号給		
		2 級	3 級	
	1	1	1	
	2	1	1	
	3	1	1	
	4	1	1	
	5	1	1	
	6	1	1	
	7	1	1	
	8	1	1	
	9	1	1	
	1 0	2	1	
	1 1	3	1	
	1 2	4	1	
	1 3	5	1	
	1 4	6	1	
	1 5	7	1	

改正後	改正前		
	1 6	8	1
	1 7	9	1
	1 8	1 0	1
	1 9	1 1	1
	2 0	1 2	1
	2 1	1 3	1
	2 2	1 4	1
	2 3	1 5	1
	2 4	1 6	1
	2 5	1 7	1
	2 6	1 8	1
	2 7	1 9	1
	2 8	2 0	1
	2 9	2 1	1
	3 0	2 2	1
	3 1	2 3	1
	3 2	2 4	1
	3 3	2 5	1
	3 4	2 6	1
	3 5	2 7	1
	3 6	2 8	1
	3 7	2 9	1
	3 8	3 0	1
	3 9	3 1	1
	4 0	3 2	1
	4 1	3 3	1
	4 2	3 4	1
	4 3	3 5	1

改正後	改正前		
	4 4	3 6	1
	4 5	3 7	1
	4 6	3 8	1
	4 7	3 9	1
	4 8	4 0	1
	4 9	4 1	1
	5 0	4 1	2
	5 1	4 2	3
	5 2	4 2	4
	5 3	4 3	5
	5 4	4 3	6
	5 5	4 4	7
	5 6	4 4	8
	5 7	4 5	9
	5 8	4 6	1 0
	5 9	4 7	1 1
	6 0	4 8	1 2
	6 1	4 9	1 3
	6 2	4 9	1 4
	6 3	5 0	1 5
	6 4	5 0	1 6
	6 5	5 1	1 7
	6 6	5 1	1 8
	6 7	5 2	1 9
	6 8	5 2	2 0
	6 9	5 3	2 1
	7 0	5 3	2 2
	7 1	5 4	2 3

改正後	改正前		
	7 2	5 4	2 4
	7 3	5 5	2 5
	7 4	5 5	2 6
	7 5	5 6	2 7
	7 6	5 6	2 8
	7 7	5 7	2 9
	7 8	5 7	3 0
	7 9	5 8	3 1
	8 0	5 8	3 2
	8 1	5 9	3 3
	8 2	5 9	3 4
	8 3	6 0	3 6
	8 4	6 0	3 7
	8 5	6 1	3 8
	8 6	6 1	3 9
	8 7	6 1	4 0
	8 8	6 2	4 1
	8 9	6 2	4 2
	9 0	6 2	4 3
	9 1	6 3	4 4
	9 2	6 3	4 5
	9 3	6 3	4 6
	9 4	6 4	4 7
	9 5	6 4	4 8
	9 6	6 4	4 9
	9 7	6 5	4 9
	9 8	6 5	5 0
	9 9	6 5	5 1

改正後	改正前	
	1 0 0	6 5 5 2
	1 0 1	6 5 5 3
	1 0 2	6 6 5 4
	1 0 3	6 6 5 5
	1 0 4	6 6 5 6
	1 0 5	6 6 5 7
	1 0 6	6 6 5 8
	1 0 7	6 7 5 9
	1 0 8	6 7 6 0
	1 0 9	6 7 6 1
	1 1 0	6 7 6 1
	1 1 1	6 7 6 2
	1 1 2	6 8 6 2
	1 1 3	6 8 6 3
	1 1 4	6 3
	1 1 5	6 4
	1 1 6	6 4
	1 1 7	6 5
	1 1 8	6 6
	1 1 9	6 8
	1 2 0	6 8
	1 2 1	6 9
	1 2 2	6 9
	1 2 3	7 0
	1 2 4	7 0
	1 2 5	7 1
	1 2 6	7 1
	1 2 7	7 2

改正後	改正前		
	1 2 8		7 2
	1 2 9		7 3
	1 3 0		7 3
	1 3 1		7 4
	1 3 2		7 5
	1 3 3		7 6
	1 3 4		7 6
	1 3 5		7 7
	1 3 6		7 7
	1 3 7		7 8
	1 3 8		7 9
	1 3 9		7 9
	1 4 0		8 0
	1 4 1		8 0
	1 4 2		8 0
	1 4 3		8 1
	1 4 4		8 1
	1 4 5		8 1
	1 4 6		8 2
	1 4 7		8 2
	1 4 8		8 3
	1 4 9		8 4
	1 5 0		8 4
	1 5 1		8 5
	1 5 2		8 5
	1 5 3		8 6
	1 5 4		8 7
	1 5 5		8 8

改正後	改正前	
	1 5 6	8 8
	1 5 7	8 9
	1 5 8	9 0
	1 5 9	9 1
	1 6 0	9 1
	1 6 1	9 1
	1 6 2	9 2
	1 6 3	9 3
	1 6 4	9 4
	1 6 5	9 5
	1 6 6	9 6
	1 6 7	9 7
	1 6 8	9 7
	1 6 9	9 8
	1 7 0	9 9
	1 7 1	1 0 0
	1 7 2	1 0 1
	1 7 3	1 0 1

(芦屋市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第15条、第16条、第18条から第21条まで及び第23条関係）			別表第1（第15条、第16条、第18条から第21条まで及び第23条関係）		
級別	職務区分	鉄道賃～食事料（1夜につき）	級別	職務区分	鉄道賃～食事料（1夜につき）
1級	市長、副市長及び教育長	（略）	1級	市長、副市長及び教育長	（略）
2級	1級から8級までの職務にある者	（略）	2級	1級から5級までの職務にある者	（略）

（芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第3条 芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年芦屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	支給される職員の範囲	支給額	種類	支給される職員の範囲	支給額
防疫手当～消防業務手当	（略）		防疫手当～消防業務手当	（略）	
技術技能手当	職員のうち、建設現場等において作業、検査、監督等の業務に従事し、又は特殊な技術若しくは技能を必要とする業務に従事したもの	(1)・(2)（略） (3) 医療技術職、栄養職、看護職又は保健職の職員のうち、その職務の級が給与条例別表第1行政職給料表の5級以下の適	技術技能手当	職員のうち、建設現場等において作業、検査、監督等の業務に従事し、又は特殊な技術若しくは技能を必要とする業務に従事したもの	(1)・(2)（略） (3) 医療技術職、栄養職、看護職又は保健職の職員のうち、その職務の級が給与条例別表第1行政職給料表の3級以下の適

改正後			改正前		
		用を受ける職員が、次に掲げる施設等に勤務し、業務に従事した場合 ア 市立保育所及び市立認定こども園 1日につき240円 イ・ウ (略)			用を受ける職員が、次に掲げる施設等に勤務し、業務に従事した場合 ア 市立保育所 1日につき240円 イ・ウ (略)
特殊事務手当	1～5 (略)		特殊事務手当	1～5 (略)	
				6 市立保育所の副所長又は市立認定こども園の副園長の職務に係る業務に従事した職員	1月につき6,000円
教員特殊業務手当～年末年始等特別勤務手当	(略)		教員特殊業務手当～年末年始等特別勤務手当	(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(改正後の給料表への切替え)
- 2 令和6年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例別表第1の給料表(以下「旧給料表」という。)の適用を受けていた職員が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、規則で定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
(特3級の職務の級の切替え)
- 3 切替日の前日において芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成25年芦屋市条例第12

号) 附則別表第1の2の給料表の適用を受けていた特3級の職務の級であった職員の新級は、5級の職務の級とする。

(号給の切替え)

4 切替日の前日において、旧給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた給料月額(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)附則第32項の規定の適用がなかった場合に受けることとなる給料月額をいう。以下同じ。)(以下「旧給料月額」という。)と同じ額の第1条の規定による改正後の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)別表第1の給料表(以下「新給料表」という。)の、その者が属する職務の級における号給(同じ額の号給がないときは直近上位の額の号給)とする。ただし、旧給料月額が新給料表のその者が属する職務の級における最高の号給の額を超えている場合は当該号給とする。

5 前項の規定による切替日における職員の号給が他の職員の号給と比べて著しく均衡を欠くと認められる場合は、同項の規定にかかわらず、市長は、他の職員との均衡を考慮して、その者の号給を決定することができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が旧給料月額に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、切替日の前日に受けていたその者の職務の級及び号給に対応する額との差額に相当する額を上限として、市長が別に定める額を給料として支給する。

7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると市長が認めるときは、当該職員には、規則で定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると市長が認めるときは、当該職員には、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給することができる。

9 前3項の規定は、新たに給与条例附則第39項の規定の適用を受けることとなった職員には適用しない。

10 第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員において、給与条例第13条第1項、第19条第1項並びに第22条第4項及び第5項(給与条例第22条の4第3項において準用する場合及び芦屋市職員の育児休業等に関する条例(平成4年芦屋市条例第24号)第7条の9の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与条例第13条第1項及び第22条第4項中「給料」とあるのは、「給料、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年芦屋市条例第 号)附則第6項から第8項までの規定による給料」と、第19条第1項及び第22条第5項中「給料月額及びこれ」とあるのは、「給料月額及び芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額並びにこれら」とする。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の特例)

11 令和14年3月31日までの間、行政職給料表3級の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、給与条

例第3条の2の規定にかかわらず、行政職給料表4級に定める定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額に芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第1項ただし書の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

(暫定再任用職員の給料月額における経過措置)

1 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年芦屋市条例第30号)附則第2条第4号に定める暫定再任用職員(同条例附則第2条第5号に定める暫定再任用短時間勤務職員を除く。)をいう。以下この項において同じ。)のうち、新給料表3級の適用を受けるものにかかる給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給料表4級の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額とする。

1 3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている新給料表3級の適用を受ける暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和28年芦屋市条例第26号)第2条第1項ただし書の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

1 4 暫定再任用短時間勤務職員のうち、新給料表3級の適用を受けるものにかかる給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給料表4級の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額に、芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第1項ただし書の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

1 5 切替日に昇格し、又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新給与条例第6条並びに給与条例第7条の2及び附則第41項の規定を適用する。ただし、切替日に昇格させる場合において、特に必要があると認められるときは、新給与条例第6条の規定にかかわらず2級上位の職務の級に昇格させることができる。この場合における当該昇格後の給料月額の決定については、第4項及び第6項の規定を適用してそれぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(芦屋市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

1 6 第2条の規定による改正後の芦屋市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、この条例の施行の前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

1 7 第3条の規定による改正後の芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に対する特殊勤務手当から適用し、この条例の施行の前日の勤務に対する特殊勤務手当については、なお従前の例による。

(芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

1 8 芦屋市職員の退職手当に関する条例（昭和30年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

1 4 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年芦屋市条例第 号）附則第6項（附則第7項及び第8項において準用する場合を含む。以下同じ。）の差額に相当する額を受ける者に係る第3条の2から第6条まで及び第7条から第7条の5までの規定の適用については、同条例附則第6項の差額に相当する額を給料とみなし、第6条の2の規定の適用については、現に受ける号給より2号給上位の号給に昇給したものとみなした給料月額が切替日の前日においてその者が受けていた給料月額（芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）附則第32項の規定の適用がなかつた場合に受けることとなる給料月額をいう。）に満たないときは、その差額に相当する額を退職の日において受けることとなる給料月額とみなす。

附則別表第1

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
行政職給料表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
		4級
	4級	6級
		7級
5級	8級	

参 照

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国家公務員及び近隣他都市の公務員の給与その他の事情を考慮して、行政職給料表を国家公務員の行政職俸給表に準じた給料表に改めるとともに、行政職給料表適用者の級別標準職務表を改める等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 行政職給料表の改正（別表第1）

行政職給料表を8級制とし、国家公務員の行政職俸給表（一）の1級から8級までの額を適用する。

イ 給料表別級別標準職務表の改定（別表第3の2）

行政職給料表適用者の級別標準職務表を次のとおり改める。

改正案		現 行	
級	主な職務の内容	級	主な職務の内容
1級	一般業務を分担する職員の職務	1級	一般業務を分担する職員の職務
2級	高度な知識経験を必要とする業務を分担する職員の職務	2級	高度な知識経験を必要とする業務を分担する職員の職務
3級	主任の職務	3級	係長・主査・主任等の職務 保育所の副所長・認定こども園の副園長の職務
4級	係長・主査等の職務		
5級	課かい長の補佐・主席主査の職務 保育所の副所長・認定こども園の副園長の職務		
6級	課かい長・主幹等の職務	4級	課かい長・主幹等の職務
7級	室長等の職務		
8級	部長・参事・会計管理者の職務	5級	部長・参事・会計管理者の職務

ウ イに伴い、給料表の切替日（令和6年4月1日）における職務の級は、次の切替表のとおりとする。ただし、新級の欄に2つの職務の級があるものは、規則で定める（※）ところにより、そのいずれかの級とする。

（改正附則第2項及び別表第1）

職務の級の切替表

給料表	新級	旧級
行政職給料表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	
	6級	4級
	7級	
8級	5級	

※ 旧級が3級の者のうち、主任であるものの新級は3級とし、係長、主査等であるものの新級は4級とする。

旧級が4級の者のうち、課長であるものの新級は6級とし、室長であるものの新級は7級とする。

エ 切替日に特3級であった者の新級は5級とする。（改正附則第3項）

オ イに伴い、現行の行政職給料表昇格時号給対応表を削除し、国家公務員の昇格時号俸対応表「行政職俸給表（一）」の昇格後の号俸の欄の2級から8級までを参考にした昇格時号給対応表を規則で定めることとする。

（第6条及び別表第4）

カ 国家公務員に準じて、管理職手当の月額の上限額をその職員の属する職務の級の最高号給給料月額の100分の25に改める。（現行は、その職員の給料月額の100分の25）（第11条）

(2) 芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第3条関係）

ア (1)イに伴い、保育所の副所長及び認定こども園の副園長の職務に従事した職員に係る特殊事務手当を廃止する。（別表）

イ (1)イに伴う技術技能手当の支給対象となる職員に係る規定の整理 (別表)

- (3) 芦屋市職員等の旅費に関する条例の一部改正 (第2条関係)
(1)イに伴う旅費の支給に係る等級の規定の整理 (別表第1)

3 施行期日等

- (1) 令和6年4月1日
(2) 号給の切替え

ア 切替日の前日において、旧給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、旧給料月額と同じ額の新給料表の号給 (同じ額の号給がないときは直近上位の額の号給) とする。ただし、旧給料月額が、新給料表のその者が属する職務の級における最高の号給の額を超えている場合は当該号給とする。

イ アの規定による切替日における職員の号給が他の職員の号給と比べて著しく均衡を欠くと認められる場合は、アの規定にかかわらず、市長は、他の職員との均衡を考慮して、その者の号給を決定することができる。

- (3) 号給の切替えに伴う経過措置

ア 新給料月額が、切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を上限として、市長が別に定める額を給料として支給する。

イ アによる給料を支給される職員との権衡上必要があると市長が認めるときは、アに準じて、給料を支給する。

ウ 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して、ア及びイによる給料を支給される職員との権衡上必要があると市長が認めるときは、ア及びイに準じて、給料を支給することができる。

エ アからウまでは、60歳に達した日後における最初の4月1日以後、職務の級及び号給に応じた額の100分の70を乗じて得た額を給料月額とする職員には適用しない。

オ アからウまでによる給料を支給される職員については、現給保障額を給料として、地域手当、勤務1時間当たりの給与額、期末・勤勉手当基礎額を算出する。

- (4) 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の特例

令和14年3月31日までの間、定年前再任用短時間勤務職員のうち、新給料

表 3 級の適用を受けるものにかかる給料月額は、新給料表 4 級の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額に、当該職員の勤務時間を 38.75 で除して得た数を乗じて得た額とする。

(5) 暫定再任用職員の給料月額における経過措置

ア 暫定再任用職員のうち、新給料表 3 級の適用を受けるものにかかる給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給料表 4 級の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額とする。

イ 育児短時間勤務をしている新給料表 3 級の適用を受ける暫定再任用職員に対するアの規定の適用については、アに規定する額に、当該暫定再任用職員の 1 週間当たりの勤務時間を 38.75 で除して得た数を乗じて得た額とする。

ウ 暫定再任用短時間勤務職員のうち、新給料表 3 級の適用を受けるものにかかる給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給料表 4 級の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額に、当該職員の勤務時間を 38.75 で除して得た数を乗じて得た額とする。

(6) 切替日における昇格又は降格の特例

切替日に昇格し、又は降格した職員は、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることになる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして昇格時号給対応表又は降格時号給対応表を適用する。ただし、特に必要があると認められるときは、2 級上位の職務の級に昇格させることができる。この場合における昇格後の給料月額の決定については、(2)ア及び(3)アの規定を適用してそれぞれ 1 級上位への昇格が順次行われたものとして取り扱う。

(7) 芦屋市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置

改正後の芦屋市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(8) 芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置

改正後の芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の勤務について適用し、同日前の勤務については、なお従前の例による。

(9) 芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正

(3)アからウまでにより、差額に相当する額を受ける者に係る退職手当を算出

する際には、現給保障額を給料とみなし、55歳以後に退職する職員の退職手当については、2号給昇給した給料月額が現給保障額に満たないときは、現給保障額を退職の日において受ける給料月額とみなす。

国と芦屋市の給料表カーブ比較（現行給料表）

